

# 用 語 集

あ行	用語	解 説
いいんちょうほうこく 委員長報告		<p>委員会に付託された案件について、委員会での審査の経過・結果を本会議で委員長が、口頭で報告を行うことです。</p> <p>この報告には、自己の意見を加えてはならないとされています。</p> <p>議員は、委員会での審査の状況や報告の内容について委員長に質疑することができます。</p>
いけんしょ 意見書		<p>議会が地方公共団体の公益に関する事項について、議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。</p> <p>国、県、市の事務であることを問わず、内容に制限なく、関係行政庁にこの意見書を提出することが認められています。</p> <p>意見書の発案権は議員にあります。可決後は議長名で各関係行政庁に提出されます。</p> <p>団体や市民から提出された「請願」も審議を受け、採択された場合において、意見書として提出されます。</p>
いっばんしつもん 一般質問		<p>議案に対する質疑とは別に、議員が市政について、市長や執行機関側の所見を求め、疑問をただすことです。</p> <p>質問の範囲は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問ができます。一般質問は質問する議員も、受ける執行機関も共に十分な準備が必要であるため、事前に議長に質問内容を通告する「通告制」を採用しています。このため通告書以外の質問等は避けなければなりません。</p> <p>一般質問は定例会で行い、臨時会では行いません。</p>
か行		
かい き 会 期		<p>議会が会議を行う期間のことです。会期の初めに決定します。通常は議会運営委員会等の協議を経て、会議にはかり決定します。</p>
かんれんしつもん 関連質問		<p>一般質問の際に、事前に通告せず、通告者の質問に関連して求める関連質問は、通告者の立場からみても、議会運営の能率の面からみてもよくないので、許可されません。</p>
ぎ あん 議 案		<p>議会の議決の対象となる案件をいいます。市長、議員の双方から議会に提出できます。</p> <p>市長から議会に提出する案件は、予算や条例、人事同意、契約等が該当します。</p> <p>そして議員から議会に提出する案件は、請願書・意見書の提出、会議規則の制定、議員の懲罰等がこれに該当します。</p>

# 用 語 集

か行	用語	解 説
	ぎかいうんえいいんかい 議会運営委員会	円滑な議会運営を期するため、議会運営の万般について協議し、意見調整を行う場として設置された委員会をいいます。 議会運営委員会は、議長の諮問機関・補佐機関として議会内に設置されます。
	ぎじにっぺい 議事日程	議長が、当日の議会において会議に付する事項、及びその順序等を定めて作成したものです。会議に参加する議員に対して、事前に会議次第の予定を知らせて、十分な準備をさせるとともに会議運営の能率化をはかるためにあります。
	きゅうかい 休 会	会期中に本会議の活動を1日単位で休止することをいい、議案の熟読、議事の都合、その他必要があるときは、議決(会期の決定)によって休会することができます。
	けいぞくしんさ 継 続 審 査	議会(本会議等)は、各会期ごとに独立して活動しており、閉会中は活動できないのが建前です。しかし、会期が短い等のために、委員会での審査が終結に至らない場合には、議会にはかり、閉会中も引き続いて委員会での審査を行うことができます。
	けつぎ 決 議	議会の意思表示の一つであり、政治的効果や議会の意思の対外的表明のためになされる議決をいいます。議決は市の公益に関する限り、極めて広範な問題を取り上げることができるかとされています。
さ行		
	さいけつ 採 決	会議の議題となった案件について、議長が出席議員に賛否の意思表示を求め、表決をとることをいいます。採決は、賛成者の起立を求め、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する起立採決が原則です。
	さいたく 採 択	請願の場合、団体・住民の願望を取り入れることを特に「採択」と表現します。その反対が「不採択」です。議会で採択した請願は、意見書として各関係行政庁に送付されますが、各関係行政庁は特にこれに拘束されません。
	さんかい 散 会	本会議において、当日の議事日程に記載した案件の議事が終了し、その日の会議を閉じることをいいます。
	しつぎ 質 疑	会議において、現に議題となっている議案、動議等に対し、その疑問をたずことをいいます。 質疑は、議案等の内容を明確にするための発言であり、自己の意思を述べることはできません。質疑と質問の違いは、前者は議題となっている事項に関して行われるのに対し、後者は市の一般事務に関して行われます。
	しっこうきかん 執 行 機 関	市について言えば、市の事務を管理し執行する機関。すなわち市長、教育委員会、選挙管理委員会等であり、付属機関の委員会、調査会は執行機関ではありません。
	しつもん 質 問	議員は、市の一般行政事務全般について、執行機関に対して説明を求めたり、所信をたずることができます。質問は「一般質問」と「緊急質問」に区別され、それぞれの取扱いは異なります。

# 用 語 集

さ行	用語	解 説
じょうにんいんかい 常 任 委 員 会		<p>議会の内部審査機関です。案件等の詳細な審査・調査を行うため、条例で設置されています。</p> <p>主にいなべ市では、各定例会に提出される案件(予算・条例・請願等)を慎重に審査・調査するため会期中に各委員会を開きます。</p>
せんけつしよぶん 専 決 処 分		<p>議会の議決又は決定が必要な案件について、議会招集をする時間がない時など、特別な理由がある場合に、市長が議会の手続きを経ずに「意思決定」を行うことをいいます。</p>
せい がん 請 願		<p>市民・団体が議会を通して、政治、行政に関し希望を述べることをいいます。この請願権は住民にあります。</p> <p>議会に請願を提出しようとするときは、議員の紹介(1名)により請願書を提出しなければなりません。請願は議会の開会中、閉会中を問わず、所定の要件を備えて提出されると、議長はこれを受理します。その後、議会等の審議を経ます。</p>
た行		
ちん じょう 陳 情		<p>陳情は、特定の事項について、利害関係を有する住民が、官公署にその実情を訴え、当局の適切な措置を要望する行為であります。請願権が憲法で保障されているのと違って、陳情は法的保護を受けません。したがって、陳情を受けた側は、これに回答し処理の結果について報告する法律上の義務はありません。</p>
ていそくすう 定 足 数		<p>議会は、議員定数の一定数以上の議員が出席しなければ会議を開き活動することはできません。この一定数を「定足数」といいます。市議会の定足数は議員定数の半数です。</p>
ていれいかい 定 例 会		<p>定例会は、定期的に招集される議会をいいます。地方自治法で「毎年、4回以内において条例で定める回数、これを招集しなければならない。」と規定されているので、各自治体とも定例会の回数を定める条例が制定されています。</p> <p>いなべ市は年4回で、3月期・6月期・9月期・12月期に招集されます。定例会は付議事件がなくても招集されます。</p>
どう ぎ 動 議		<p>議案以外の議員の単純な提案であって、案を備えなくても会議の議題とすることができます。</p> <p>動議には文書によるものと、会議進行中に出席している議員から口頭で提出され、所定の賛成者があれば成立し、議題となり得るものがあります。</p>
とう ろん 討 論		<p>議題に対して、議員が自己の意見を述べます。討論は、議案に対する賛成、反対の旨とその理由を述べて、他の議員を自己の意見に賛同させることを目的とする発言です。発言者がいないような事件でも、討論は省略できないことになっています。</p> <p>同一議員が同一議題について、1回限り意見を述べることができます。</p>

# 用 語 集

は行	用語	解 説
はつぎ 発議		条例、意見書、決議、修正など会議規則により文書で申し出ます。これにより議員が議長にある事件を議題とするよう申し出るようになります。
ふたく 付託		いなべ市議会は「委員会中心主義」なので、案件の総括的な質疑(本会議での質疑)終了後、議長がそれぞれ所管の委員会に付託することになります。委員会の付託案件の審査は原則として同一会期のみ行うことができますが、審議をより慎重に時間を費やす場合には、議決により閉会中も審査することができます。
ら行		
りんじかい 臨時会		特定の事件を審査するため開かれる議会をいいます。臨時会では議員は議案についてのみ質疑ができ、一般質問はできません。ただし緊急質問はできます。臨時会は、必要があれば回数に制限なく開くことができます。
りんじぎちょう 臨時議長		議長、副議長及び仮議長の選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないとき、臨時に議長の職務を行う年長の議員をいいます。 年長議員とは、出席している議員の中で最年長者をいいます。